

佐賀市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに必要となる事項を協議するため、佐賀市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客自動車運送事業の態様並びに旅客の運賃及び料金に関する事。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。
- (3) 市の地域交通施策の推進に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要と認める事項

(構成委員)

第3条 交通会議の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 企画調整部長
- (2) 九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する職員
- (3) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会会長又はその指名する職員
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 学識経験者
- (9) 道路管理者の指名する職員
- (10) 佐賀北警察署長又はその指名する職員
- (11) 佐賀南警察署長又はその指名する職員
- (12) 佐賀県地域交流部さが創生推進課長又はその指名する職員
- (13) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に、会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する企画調整部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 交通会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、企画調整部企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。